



発行 東京都

目次

規則

○東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告示

○令和七年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……………（主税局資産税部固定資産評価課）…一  
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局総務部環境政策課）…二  
○告示（海区漁調）……………二

公告

○東京海区におけるうみがめの採捕の制限……………九  
○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………一〇  
○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………二  
……………（環境局総務部環境政策課）…二  
○令和七年度製菓衛生師試験の実施……………三  
……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…三

規則

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和七年三月七日

●東京都規則第三号

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則

東京都知事 小池 百合子

東京消防庁消防職員委員会規則（平成八年東京都規則第二百五十四号）の一部を次のように改正する。  
第十条第一項中「の前半に」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第七十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十六條第一項の規定により、令和七年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。  
令和七年三月七日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧に供する帳簿の名称

（一）土地価格等縦覧帳簿

（二）家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

令和七年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、

日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所 千代田区内神田二丁目一番十二号

同 中央都税事務所 中央区新富二丁目六番一号

同 港都税事務所 港区麻布台三丁目五番六号

同 新宿都税事務所 新宿区西新宿七丁目五番八号

同 文京都税事務所 文京区春日一丁目十六番二十一号

同 台東都税事務所 台東区雷門一丁目六番一号

同 墨田都税事務所 墨田区業平一丁目七番四号

同 江東都税事務所 江東区大島三丁目一番三号

同 品川都税事務所 品川区広町二丁目一番三十六号

同 目黒都税事務所 目黒区上目黒二丁目十九番十五号

同 大田都税事務所 大田区新蒲田一丁目十八番二十二号

同 世田谷都税事務所 世田谷区若林四丁目二十二番十三号

同 渋谷都税事務所 渋谷区千駄ヶ谷四丁目三番十五号

同 中野都税事務所 中野区中野四丁目六番十五号

同 杉並都税事務所 杉並区成田東五丁目三十九番十一号

同 豊島都税事務所 豊島区西池袋一丁目十七番一号

同 北都税事務所 北区中十条一丁目七番八号（令和七年四月一日から同年五月二日まで）  
北区上十条二丁目二十七番一号  
（令和七年五月七日から同年六月三十日まで）

<p>同 荒川都税事務所 荒川区西日暮里二丁目二十五番一―六〇一号</p> <p>同 板橋都税事務所 板橋区大山東町四十四番八号</p> <p>同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番十号</p> <p>同 足立都税事務所 足立区西新井栄町二丁目八番十五号</p> <p>同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一―号</p> <p>同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四番十九号</p>	<p>●東京都告示第七十三号</p> <p>東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、G L P昭島プロジェクトについて、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和七年三月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>昭島特定目的会社</p> <p>取締役 名古屋 秀和</p> <p>中央区八重洲二丁目二番一号 八重洲セントラルタワー十六階</p> <p>昭島一ロジスティック特定目的会社</p> <p>取締役 北川 久芳</p> <p>中央区八重洲三丁目二番一号 八重洲セントラルタワー</p>	
<p>一十六階</p> <p>二 対象事業の名称及び種類</p> <p>G L P昭島プロジェクト</p> <p>建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成、自動車駐車場の設置、工場の設置</p> <p>三 対象事業の内容の概略</p> <p>対象事業は、昭島市のJ R青梅線昭島駅の北側、西武鉄道拝島線西武立川駅の南側に位置する既存のゴルフ場、ゴルフ練習場及び宿泊施設等の跡地において、駐車場の設置を含んだ物流施設(一部に工場を含む。)及びデータセンターを主要用途とする建築物を建設するための土地の造成を行うものである。</p> <p>四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要</p> <p>事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>五 評価書の縦覧</p> <p>(一) 期間</p> <p>令和七年三月七日から同月二十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。</p> <p>(二) 時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(三) 場所</p> <p>ア 昭島市環境部環境課</p> <p>昭島市田中町一丁目十七番一号</p>		
<p>イ 立川市環境資源循環部環境対策課</p> <p>立川市泉町千五百十六番地の九</p> <p>ウ 武蔵村山市環境部環境課</p> <p>武蔵村山市本町一丁目一番地の一</p> <p>エ 東京都環境局総務部環境政策課</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階</p> <p>オ 東京都多摩環境事務所管理課</p> <p>立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階</p>		

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(13)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p><b>工事の施行中</b></p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b> 二酸化窒素については、工事着工後8～19ヶ月目の将来予測濃度(年平均値)の年間98%値に換算した結果が0.04395ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働に伴う寄与率は54.7%である。 浮遊粒子状物質については、工事着工後3～14ヶ月目の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.04667mg/m<sup>3</sup>と予測され、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働に伴う寄与率は16.2%である。</p> <p><b>【造成工事に伴う一般粉じんの降下する量】</b> 予測地点における降下ばいじん量の最大値は1.7～4.0t/km<sup>2</sup>/月と予測され、評価の指標とした「工事着工の降下ばいじん量が10t/km<sup>2</sup>/月以下」を満足する。</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b> 二酸化窒素の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.027824～0.029754ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～4.97%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.0400013～0.0400678mg/m<sup>3</sup>と予測され、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01未満～0.05%である。</p> <p><b>【計画建築物の設備の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】</b> 二酸化窒素の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.027999ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する設備の稼働に伴う寄与率は0.9%である。</p> <p><b>【駐車場等の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b> 二酸化窒素の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.020699ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場等の供用に伴う寄与率は9.3%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.04236mg/m<sup>3</sup>と予測され、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場等の供用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p><b>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</b> 二酸化窒素の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.0271786～0.029634ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両の走行による寄与率は0.56～7.20%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(年平均値)を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.0399997～0.0400688mg/m<sup>3</sup>と予測され、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」を満足する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両の走行による寄与率は0.01～0.09%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p><b>工事の施行中</b></p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う騒音・振動】</b> 建設機械からの騒音レベルの最大値は、造成工事ピーク時が70dB、建築工事ピーク時が68dBと予測され、評価の指標とした「指定建設作業に係る騒音の基準」を満足する。 建設機械からの振動レベルの最大値は、造成工事ピーク時が70dB、建築工事ピーク時が57dBと予測され、評価の指標とした「指定建設作業に係る振動の基準」を満足する。</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う騒音・振動】</b> 工事交通量による騒音レベルは61～71dBであり、工事用車両による騒音レベルの増加分は1未満～3dBと予測した。 予測地点のうちNo.1(武蔵野通り)、No.4(美堀通り)、No.6, 21(多摩大橋通り)、No.7, 8(五日市街道)、No.11, 12(江戸街道)及びNo.17～20(諏訪松中通り)の工事交通量による騒音レベルは、環境基準以下と予測した。 その他の予測地点のうちNo.5(大師通り)、No.9, 10(五日市街道)、No.13(市道昭島48号線)及びNo.14(はなみずき通り)では、現況の騒音レベルが環境基準と同値またはわずかに下回る状況であり、工事用車両が走行することにより環境基準を上回ると予測した。 また、No.2(松中通り)、No.3(宮沢中央通り)、No.15(江戸街道)、No.16(つづじが丘通り)及びNo.22(堀向通り)では、現況の騒音レベルが環境基準を上回っている状況である。 なお、No.17(諏訪松中通り)及びNo.22(堀向通り)においては、工事用車両は走行しない計画である。</p> <p>全での予測地点で要請限度は満足しているが、工事用車両の走行により環境基準を上回る予測地点があることから、工事の実施にあたっては、工事用車両の計画的かつ効果的な運行管理に努めるとともに、車両のアイドリングストップを周知徹底する等の環境保全のための措置を講じ、影響の低減に努める。 これらのことから、評価の指標とした「現況を著しく悪化させないこと」を満足するものと考えられる。 工事交通量による道路交通振動レベルは昼間30～55dB、夜間28～50dBと予測され、評価の指標とした「日常生活等に適用する振動の規制基準」を満足する。</p> <p><b>【計画建築物の設備の稼働に伴う騒音】</b> 施設からの騒音レベルの最大値は、昼間52dB、夜間47dBと予測され、評価の指標とした「工場、指定作業場等に係る騒音の規制基準」を満足する。 また、最大値出現地点における騒音レベルだけではないでなく、敷地境界線上の騒音レベルについて、等騒音レベル線が規制基準を上回ることがないことと予測されることから、評価の指標とした「工場、指定作業場等に係る騒音の規制基準」を満足する。</p> <p><b>【関連車両の走行に伴う騒音・振動】</b> 将来交通量による騒音レベルは平日で昼間62～72dB、夜間57～69dB、休日(休日)で昼間61～71dB、夜間56～69dBであり、関連車両による騒音レベルの増加分は平日・休日ともに昼間1未満～4dB、夜間1未満～8dBと予測した。 平日の昼間については、予測地点のうちNo.4(美堀通り)、No.6, 21(多摩大橋通り)、No.7, 8(五日市街道)、No.11, 12(江戸街道)及びNo.17～20(諏訪松中通り)の将来交通量による騒音レベルは、環境基準以下と予測した。 その他の予測地点のうちNo.1(武蔵野通り)、No.5(大師通り)、No.9, 10(五日市街道)、No.13(市道昭島48号線)及びNo.14(はなみずき通り)では、現況の騒音レベルが環境基準と同値またはわずかに下回る状況であり、関連車両が走行することにより環境基準を上回ると予測した。 また、No.2(松中通り)、No.3(宮沢中央通り)、No.15(江戸街道)、No.16(つづじが丘通り)及びNo.22(堀向通り)では、現況の騒音レベルが環境基準を上回っている状況である。 平日の夜間については、予測地点のうちNo.4(美堀通り)、No.6, 21(多摩大橋通り)、No.8(五日市街道)、No.11(江戸街道)、No.14(はなみずき通り)及びNo.17～20(諏訪松中通り)の将来交通量による騒音レベルは、環境基準以下と予測した。 その他の予測地点のうちNo.1(武蔵野通り)、No.7(五日市街道)及びNo.12(江戸街道)では、現況の騒音レベルが環境基準と同値またはわずかに下回る状況であり、関連車両が走行することにより環境基準を上回ると予測した。No.13(市道昭島48号線)では、将来基礎交通量(=現況交通量)に対して増加する関連車両台数が多いことから、関連車両による騒音レベルの増加分が比較的大きくなり、環境基準を上回ると予測した。 (次頁に続く)</p>



表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2騒音・振動 (続き)	<p>(続き)</p> <p>また、No.2 (松中通り)、No.3 (宮沢中央通り)、No.5 (大師通り)、No.9、10 (五日市街道)、No.15 (江戸街道)、No.16 (つじが丘通り) 及びNo.22 (堀向通り) では、現況の騒音レベルが環境基準を上回っている状況である。</p> <p>休日の昼間については、予測地点のうちNo.4 (美堀通り)、No.5 (大師通り)、No.6、21 (多摩大橋通り)、No.7、8 (五日市街道)、No.11、12 (江戸街道)、No.14 (はなみずき通り) 及びNo.17～20 (諏訪松中通り) の将来交通量による騒音レベルは、環境基準以下と予測した。</p> <p>その他の予測地点のうちNo.9、10 (五日市街道) 及びNo.16 (つじが丘通り) では、現況の騒音レベルが環境基準と同値またはわずかに下回る状況であり、関連車両が走行することにより環境基準を上回ると予測した。No.1 (武蔵野通り) 及びNo.13 (市道昭島48号線) では、将来基礎交通量(=現況交通量) に対して増加する関連車両台数が多いことから、関連車両による騒音レベルの増加分が比較的大きくなり、環境基準を上回ると予測した。</p> <p>また、No.2 (松中通り)、No.3 (宮沢中央通り)、No.15 (江戸街道) 及びNo.22 (堀向通り) では、現況の騒音レベルが環境基準を上回っている状況である。</p> <p>休日の夜間については、予測地点のうちNo.4 (美堀通り)、No.6、21 (多摩大橋通り)、No.8 (五日市街道)、No.11 (江戸街道)、No.14 (はなみずき通り)、No.17～20 (諏訪松中通り) の将来交通量による騒音レベルは、環境基準以下と予測した。</p> <p>その他の予測地点のうちNo.7 (五日市街道)、No.12 (江戸街道) 及びNo.16 (つじが丘通り) では、現況の騒音レベルが環境基準と同値またはわずかに下回る状況であり、関連車両が走行することにより環境基準を上回ると予測した。No.1 (武蔵野通り) 及びNo.13 (市道昭島48号線) では、将来基礎交通量(=現況交通量) に対して増加する関連車両台数が多いことから、関連車両による騒音レベルの増加分が比較的大きくなり、環境基準を上回ると予測した。</p> <p>また、No.2 (松中通り)、No.3 (宮沢中央通り)、No.5 (大師通り)、No.9、10 (五日市街道)、No.15 (江戸街道) 及びNo.22 (堀向通り) では、現況の騒音レベルが環境基準を上回っている状況である。</p> <p>全ての予測地点で昼夜とも要請限度は満足しているが、環境基準を上回る予測地点があることから、工事の完了後においては、人居テナントに対し、物流車両及び従業員の通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理、車両のアイドリングストップの周知徹底に努める等の働きかけのほか、課題等が生じれば、全体で共有し、運営会社として入テナントとともに対応し、影響の低減に努める。なお、環境基準を上回る予測地点については、沿道周辺に存在する教育施設、福祉関連施設・子育て支援施設等に十分配慮し、これらの働きかけを確実に実施することにより、影響の低減を図る。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「現況を著しく悪化させないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>将来交通量による振動レベルは平日で昼間 31～55dB、夜間 29～52dB、休日で昼間 31～51dB、夜間 29～47dB と予測され、評価の指標とした「日常生活等に適用する振動の規制基準」を満足する。</p> <p><b>【計画建築物の設備の稼働に伴う低周波音】</b></p> <p>東側敷地の敷地境界東側において、施設からの G 特性音圧レベルの最大値は 72dB、1/3 オクターブバンド音圧レベルは 51～72dB と予測され、評価の指標とした「感覚閾値及び物理的音響に関する参照値」を満足する。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3土壌汚染	<p>工事の施行中</p> <p><b>【汚染のおそれのある土壌の規制・処理等に伴う影響の程度】</b></p> <p>土地利用の履歴等の調査から、計画地の東側敷地で農業帯耕作業場付近と給油施設付近、西側敷地では昭和 20 年頃に整備工場等の敷地とされる区域の範囲等において、土壌が汚染されている可能性が否定できない。</p> <p>本事業では、この調査結果を踏まえつつ、工事開始前までに「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき土壌サンプル調査を実施していく。その結果、汚染が確認された場合には、拡散防止に係る対策措置を行い、適切に対処を講ずる計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものと考ええる。</p>
4地盤	<p>工事の施行中</p> <p><b>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</b></p> <p>工事の施行中は、各計画建築物による根切は、現況地盤から最大で約 4.7m であり、根切底の標高は、現地調査結果の最も浅い地下水(豊水期) よりも約 5.0～9.8m 高い標高に位置することから、地下水の水位に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。</p> <p>また、基礎工事の掘削のための根切は、打ち込み深さは根切底の深さの 2 倍の深さまでである。親杭と地下水位との差の最も少ない DC-8 の親杭の標高は、最も浅い地下水位より約 1.4m 高い位置に分布していることから、地下水の流動を阻害する可能性は小さいと考えられる。</p> <p>計画地で改変される帯水層は、浅層地下水層であるが、計画地周辺にも広く連続して分布しているものと推察される。</p> <p>これらのことから、浅層地下水の水位や流況の変化が地盤沈下を生じさせるおそれは小さいと予測した。</p> <p>さらに、工事の施行中は、設置している観測井を活用し、適宜地下水位の変動の把握に努め、異常があった場合には適切に対処する計画である。</p> <p>そのため、評価の指標とした「事業の実施が地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の影響を周辺に及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p>
5水循環	<p>工事の施行中</p> <p><b>【地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度】</b></p> <p>工事の施行中は、各計画建築物による根切は、現況地盤から最大で約 4.7m であり、根切底の標高は、現地調査結果の最も浅い地下水(豊水期) よりも約 5.0～9.8m 高い標高に位置することから、地下水の水位に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。また、基礎工事の掘削のための根切は、打ち込み深さは根切底の深さの 2 倍の深さまでである。親杭と地下水位との差の最も少ない DC-8 の親杭の標高は、地下水位より約 1.4m 高い位置に分布していることから、地下水の流動を阻害する可能性は小さいと考えられる。</p> <p>さらに、計画地で確認されている帯水層は、浅層地下水層であるが、計画地周辺にも広く連続して分布しているものと推察される。</p> <p>これらのことから、地下水の変動や帯水層に直接的な影響を及ぼすおそれは小さく、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
5水循環 (続き)	<p><b>【工事の完了後】</b>  <b>【地下水の水位・流況又は湧水水量の変化の程度】</b>          工事の完了後において、本事業で整備する地下構造物は、現地調査より得た最も浅い地下水水位(豊水期)よりも約5.0～9.8m高い標高になることから、地下水の水位に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと予測した。          また、浅層地下水(第1帯水層)は、計画地周辺に広く、連続して分布していると推察され、この分布に対して計画建築物の地下構造物が開わる面積は限定的と考えられる。          浅層地下水は概ね北西から南東方向に流れており、計画地に降った雨水は、必要な量を建築敷地単位で駐車場や緑地等に分散して整備する雨水浸透施設で一時的貯留し、全量を地下に浸透させるため、地下水の流況に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと予測した。          さらに、本事業では、昭和の森ゾルフコースで使用していた深井戸から揚水を行わない計画である。          これらのことから、地下水の水位や流況に直接的な影響を及ぼすおそれなく、評価師の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p> <p><b>【地下水涵養能の変化の程度】</b>          計画地の昭和の森ゾルフコースに降った雨は、概ね全量が直接地下に浸透、フロレスト・イン昭和館等の既存建築物や舗装等に降った雨は概ね全量が同施設の雨水浸透施設を経て地下に浸透し、植栽地等に降った雨は概ね全量が直接地下に浸透している。          本事業の実施により、表面流出量は、現況の19,319 m<sup>3</sup>/hrから工事完了後は28,665 m<sup>3</sup>/hrとなり、現況の雨水流出量に対しては工事の完了後は9,346 m<sup>3</sup>/hr増加する。          本事業では、この増加した雨水流出量に応じて地下水涵養能が低下するため、必要な貯留能力を有した雨水浸透施設を計画建築敷地単位で駐車場や緑地等に分散して整備することで、計画地に降った雨を雨水浸透施設にて集水・一時貯留し、「昭島市宅地開発等指導要綱」に従い公共下水道に放流せずに全量を緩やかに地下に浸透させていく。          これらのことから、現況と工事の完了後の雨水が地下に浸透していく過程は変化するというもの、評価師の指標とした「雨水の地下浸透に著しい影響を及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p> <p><b>【表面流出量の変化の程度】</b>          本事業の実施により、表面流出量は、現況の19,319 m<sup>3</sup>/hrから工事完了後は28,665 m<sup>3</sup>/hrとなり、現況の雨水流出量に対し、9,346 m<sup>3</sup>/hr増加することになるが、その量を貯留する機能を有した雨水浸透施設等を整備する。          本事業は、必要な規模を有した雨水浸透施設等を建築敷地単位で駐車場や緑地等に分散して整備する計画としており、これら雨水浸透施設等で集水・一時貯留した雨水は、公共下水道に放流せずに全量を緩やかに地下に浸透させていく。          そのため、これら雨水浸透施設等が機能することで、計画地に降った雨水は計画地外に流出することはないと予測され、地下水に還元されると考えられる。さらに、計画地内の公園・緑地における緑化を行い、雨水浸透の能力の維持・確保に努める。          これらのことから、評価師の指標とした「昭島市宅地開発等指導要綱」及び「都市計画法上の規定に基づく開発許可等に関する審査基準」に定められている雨水処理に関する事項は満足するものと考ええる。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
6生物・生態系	<p><b>【工事の施行中及び完了後】</b>  <b>【植物相及び動物相の変化及びその程度】</b>          本事業の実施に伴い、代官山緑地北側の公園や、計画地外周の残置部を除いて改変するため、改変区域に生育する種は、工事の実施により、その生育環境を消失する。また、残置部においても、散策路を整備するため、その散策路沿道でのわずかな環境に生育する種も生育環境を消失する。しかし、工事中の低減措置として、残置部の林木への留意な立入等を制限することで現状の生育環境を維持するとともに、移植可能な個体については、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成26年、東京都環境局)を参考に、移植負荷の耐性、移植の物理的な可否を考慮していくことで影響が軽減されると予測した。          工事の完了後は、既存樹木の移植がなされた緑地や新設緑地が創出される。現況における確認種も多くは、ゾルフ場という人為的環境下での生育種であることから、創出される緑地では、これら生育種が定着し、徐々に植物相が回復していくものと予測した。残置部においても、散策路沿いから不特定多数の人の利用による路傍や空地に生育する雑草類の侵入・定着が考えられるが、柵等で利用者に散策路以外に立ち入ることのないよう誘導していくため、残置部の環境に著しい影響が生じるとはないと予測した。          計画地の植物群落は、本事業の実施により、主に昭和の森ゾルフコースを形成する残存・植栽樹群と人工草地の面積を大きく減少させることとなるが、その一部は、計画地外周部や公園区域として現況地形を活かしていくため、それら区域に生育する樹木は現位置で保全される。これら残存・植栽は一部を現況保全していく植物群落(コナラ・クヌギ群落、アカマツ群落等)も含め、昭和の森ゾルフコース内で樹形に優れ、地域在来種(自然植生構成種)に該当し、移植負荷の耐性、移植の物理的な可否などに適合する樹木を移植していくことで群落を相戻していく。また、新設緑地には、地域在来種(自然植生構成種)に該当する種を選定していく。このように、多様な植物種を移植・植栽することで緑の質を維持、向上させていく計画である。          計画地周辺では、本事業に伴う直接的な影響はなく、緑地への立ち入り等もないため、植物種への影響はほとんどないとして予測した。また、計画建築物により、冬季(冬至日)において一部に日影が生じることが、上水公園や玉川上水緑道沿い、代官山緑地への日影(冬至日)において一部に現況の生物・生態系に著しい影響を及ぼすものではない。          このように、残存・植栽樹群と人工草地は面積を大きく減少させるものの、計画地を含む地域全体の植物種、動物群落に対する変化の程度は小さいと考えられる。このことから、評価師の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p><b>【動物相及び動物相の変化の内容及びその程度】</b>          本事業の実施に伴い、計画地外周部や公園区域を除く範囲を改変するため、工事の施行中には計画地の動物の生息環境は改変を受け消失する。そのため、工事の施行中は、移動能力に乏しい一部の種は造成工事による直接的な影響や生息環境が消失するもの、移動能力が高い種は、樹林や草地、耕作地といった幅広い環境を利用する種であることから、段階的に造成していくことで計画地の残存樹林や代官山緑地、玉川上水緑道沿いの樹林及び計画地周辺に一時的に移動・逃避すると予測した。また、哺乳類や鳥類に対しては、低騒音型建設機械の採用や必要に応じて防音パネルの設置等の環境保全のための措置を図ることにより、工事の影響は低減されると予測した。          工事の完了後は、計画地外周部や公園区域に残存する樹木、それら区域に移植した樹木、新たに形成する緑地を維持管理していくことで、緑の質を維持、向上させていく計画である。その環境の安定に伴って、現況で確認されていた人工的な環境での適応が難しい種は主に残置部に人工的な環境や緑の多い住宅地等に生息する種は計画地内の緑地を改めて利用するものと予測した。          また、新設道路の整備・利用によりロードキルが生じる可能性があるが、本事業では、新設道路下に代官山緑地と北側の公園とを繋ぐゾルフコース(動物移動経路)を整備することで生息環境の変化の程度を軽減できると予測した。さらに、計画建築物の夜間照明や新設道路の街灯、玉川上水緑道沿いの散策路の照明等は、光源の種類や設置高さ、向きなどを配慮することで生息環境の変化の程度を軽減できると予測した。          このように、主に昭和の森ゾルフコースとしての生息環境は変化するというもの、計画地を含む地域全体の動物相、動物群落に対する変化の程度は小さいと考えられる。これらのことから、評価師の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p>



表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目 6 生物・生態系 (続き)	評価の結論
	<p><b>【水生生物相の変化の内容及びその程度】</b>          本事業の実施に伴い、計画地内の池はほぼ改変するため、工事の施行中には計画地の水生生物の生息環境は改変を受け消失する。そのため、工事の施行中は、移動能力に乏しい種は直接的な影響を受け消失するものの、移動能力が高い種は、計画地周辺の同様な環境に一時的に移動・逃避すると予測した。</p> <p>工事の完了後は、フオレスト・イン昭和館周りにある池の一部を自然環境に配慮した池に改修して残存させることから、水生生物相の回復が見込まれると予測した。</p> <p>このように、昭和の森ユルフユーム内の池やフオレスト・イン昭和館の池の生息環境は変化しても、水生生物相に対する変化の程度は小さいと考えられる。このことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p> <p><b>【土壌環境の変化の内容及びその程度】</b>          本事業の実施に伴い、計画地で面積が最も大きい生息（育）環境である昭和の森ユルフユームの人工草地や残存・植栽樹群は、計画建築物が建設される区画は全て改変されるが、代官山緑地北側の公園や計画建築物周辺の樹林等は保全される。</p> <p>工事の完了後においては、計画地外の代官山緑地の樹林は残存する。さらに、計画地北側の玉川上水沿いについて、計画地内の樹林地はできるだけ保全し、既存樹木が少ない区画には移植や新たな植栽を行うことで生息（育）環境の創造を図るほか、計画建築物周辺の改変された区画にも一部緑化がなされることにより、樹林や植栽群、草地等が混在する環境が形成される。さらに、これら緑地を維持管理していくことで、緑の質を維持・向上させていく計画である。</p> <p>また、フオレスト・イン昭和館周りにある池の一部は、自然環境に配慮した池に改修して残存させることで水生生物相の回復が見込まれると予測した。</p> <p>なお、本事業では、計画建築物の形状や配置の検討にあたり、玉川上水までできるだけ距離を取る計画としており、玉川上水の樹林地等への風環境や日影の影響を軽減させている。</p> <p>これらのことから、計画地を含めた地域の生息（育）環境の変化は小さいと考えられるため、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p> <p><b>【緑の量の变化の内容及びその程度】</b>          本事業の実施に伴い、計画地の現況の緑被率の大部分を占める「その他の緑」（管理された緑）の人工草地と残存・植栽樹群の多くが改変される。また、「樹林地」では主にコナラ・クマキ群落が改変される。</p> <p>工事の完了後は、残存緑地に樹木を移植し、緑化を図るとともに、計画建築物の周囲には新たな緑地として、新設緑地を創出することから、工事の完了後の緑被率は全体で 20.6%（12.12/m<sup>2</sup>）と予測した。</p> <p>緑の体積は、現況で残存・植栽樹群、コナラ・クマキ群落、ミズキ群落が大きかったが、工事の施行中は、緑地の大半が改変される。工事の完了後は、樹木を移植及び植栽した緑地が整備されるため、工事の完了後の緑の体積は、残存・植栽樹群、人工草地及び新設緑地を含めて 1,111.510 m<sup>3</sup>と予測した。また、樹木が移植された緑地の創出、施設用地内に新たに創出される緑地が時間の経過とともに樹木が生長することにより、緑の体積を増加させていく。</p> <p>これらのことから、緑の量の变化の程度は軽減できるものと考えられるため、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p> <p><b>【陸域生態系の変化の内容及びその程度】</b>          本事業の実施に伴い、現況で最も多くの面積を占めていた環境類型区分である「その他の緑」（残存・植栽樹群、人工草地）は面積を大きく減少させる。しかし、この類型区分でみられる種は、人為的摂食下での種が多くを占めており、工事の完了後は、計画地外周囲や公園区域に残存する緑地の林縁や、この環境内に整備する散策路沿道において、周辺地域からの草類の侵入・定着が考えられる等、現況でみられた種構成が一定程度、回復するものと予測した。</p> <p>樹林地やその他の緑については、計画地外周囲や公園区域に残存する樹木や、それら区域に移植した樹木、新たに形成する緑地において、その環境の安定に伴って、植物、動物の生育、生息場としての機能は回復するものと予測した。</p> <p>注目される種である上位性のオオカキは、代官山緑地及び代官山緑地北側の公園を除いて、本種のような生息環境である樹林（植栽地）の大部分が消失する。また、営巣環境のある代官山緑地は改変しないが、代官山緑地の西側に隣接する樹林地の一部を改変するたため、施工の施行中は、生息に配慮した環境保全のための措置を講じていくことにより、工事の施行中の生息環境への影響は軽減されると予測した。</p>

(次頁に続く)

表 1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目 6 生物・生態系 (続き)	評価の結論
	<p>響は軽減が図られると予測した。工事の完了後は、代官山緑地北側に公園を配置し、樹木等を移植・新植することで、代官山緑地から北側の玉川上水緑地の樹林地を繋がる樹林の連続性を確保していく。公園には開けた草地を計画し、樹林と草地が連続する林縁を創出することで主な餌資源である小型鳥類が利用する場を確保していく。また、代官山緑地南側の残存樹林に新たな植栽を行い、代官山緑地と連続する樹林を確保していく。さらに、既存建築物を解体し、2階建ての地域開放棟としていくことで、代官山緑地を中心に北側の玉川上水緑地の樹林地から南側にかけて飛翔開放棟を確保していく。これらのことなどから、生息環境への影響は軽減されると予測した。加えて、本種は、計画地や計画地周辺の緑地及び畑等や多摩川の河川敷を餌場として広範囲に利用していると考えられ、計画地を除くこれら環境が大きく変化しないことは想定されるため、計画地周辺の餌場となる環境が広く分布したままとなり、広域的には維持されると予測した。</p> <p>上位性のタヌキやニホンテンナグサ等は、樹林や畑地、草地といった幅広い環境を利用する種である。代官山緑地の北側に配置した公園等に樹木等を移植・新植することで、代官山緑地から北側の玉川上水緑地に繋がる樹林の連続性を確保し、生息基盤の改変の抑制に努めることにより、工事の施行中にこれらの種が徐々に回復するため、改めて計画地での生息・利用の可能性はありと予測した。</p> <p>中心とした緑地が徐々に回復するため、改めて計画地での生息・利用の可能性はありと予測した。典型性のツジエウカラ、ニホンカマキリ、ヘニシジミは、計画地周辺に代官山緑地や計画地北側に緑の多い住宅地等の環境が存在するほか、代官山緑地の北側に配置した公園等に残存樹林を確保するとともに樹木等を移植・新植していくことから、生息環境の変化による影響はほとんどないと予測した。</p> <p>これらのことから、陸域生態系に対する変化の程度は小さいと考えられるため、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p>
7 日影	<p><b>【工事の完了後】</b>  <b>【冬至日等における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の種類】</b>          冬至日の 8 時から 16 時の時間帯における平均地盤面±0mの高さにおける計画建築物の時刻別日影は、8 時に計画建築物の北西側に日影範囲が伸びて広域通りや北側へ建て、堀向通り付近まで及び、9 時には玉川上水及び玉川上水緑地付近まで日影範囲が狭まり、その後 16 時に計画建築物の北東側に日影範囲が伸びて玉川上水及び玉川上水緑地からはなみつき通り付近、諏訪松中通り沿道の商業施設等付近まで及びと予測した。</p> <p>また、冬至日の 8 時から 16 時の時間帯における平均地盤面±0mの高さにおける計画建築物の等時間日影は、計画地北側に隣接する玉川上水、玉川上水緑地及び計画地北東側に隣接する変電所敷地については最長で 5 時間以上の日影を及ぼすと予測するが、その他の日影の影響は特に配慮すべき施設等及び北側の住宅地については、3 時間以上の日影を及ぼすことはないとして予測した。</p> <p>冬至日における法規制確認では、冬至日の平均地盤面+4mの高さにおける計画建築物の日影は、5m規制ラインを越えて 4 時間以上及び、かつ、10m規制ラインを越えて 2.5 時間以上及び、このことから、評価の指標とした「『東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例』に定める日影規制の基準」を満足するものと考えられる。</p>
8 電波障害	<p><b>【工事の完了後】</b>  <b>【建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】</b>          計画建築物によるテレビ電波（地上デジタル放送）については、東京局広域局・東京局広域局については計画地の西方向に、八王子中継局及び衛星放送については計画地の北東方向に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測したが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合に、クアンテラテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。</p> <p>また、反射障害については、テレビ画面質に影響を及ぼすほどの反射障害は生じないものと予測した。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価の結論
9.風環境	<p><b>【平均風向、平均風速、最大風速等の気況の状況並びにそれらの変化による地域の範囲及び変化の程度】</b>          本事業では、計画建築物の建設後の計画地内及び周辺の風環境は、予測を行った地点で風環境評価のラングに変化は生じず、計画建築物の建設後でも住宅街・公園等として許容される風環境であると予測した。また、予測地域全体の面的な風環境評価においても計画建築物の建設前・後で著しい変化は生じていない。</p> <p>そのため、評価師の指標とした「計画建築物の建設後の風環境を、建設前から著しく変化させないこと」を満足するものと考える。</p> <p>さらに、昭和の森ゴルフコース内で活力度の高い樹木等の移植、及び敷地内緑地や道路沿道等への移植する樹木による更なる風の低減効果が見込めることから、計画建築物の存在は、計画地内及び周辺地域で建設前から著しい変化を生じさせないと考える。</p>
10.景観	<p><b>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</b>          主要な景観構成要素は、現況の「敷地境界沿いに林立した樹木等、防球ネット、宿泊施設等」から、工事完了後の「計画地外周において現位置保存する樹木、それら周辺に可能な限り移植・新植する樹木、計画建築物、新設道路」に変化する。</p> <p>工事完了後の計画地近傍の北側や東側、南東側からの景観は、計画建築物や新設道路が加わるが、玉川上水や玉川上水緑道沿いの樹木や、計画地外周に現位置保存する樹木等で一定程度覆われる。樹木の間には計画建築物が加わることになるが、現況と同様に前景となる樹木を主体とした景観が構成され、大きな変化はないと考える。南側、南西側など、現位置保存できる樹木が比較的確な部分からの景観は、市街地を構成する既存建築物等と一体となった市街地景観を形成すると予測した。</p> <p>計画地東、南、西側に広がる市街地景観に対しては、計画建築物が新たに加わるが、市街地を構成する既存建築物で形成されるスカイラインから大きく突出しない。このことから、既成市街地と馴染み、市街地景観に大きな変化は生じないと予測した。</p> <p>北側に広がる市街地景観に対しては、既成の戸建て住宅、低・中層集合住宅を越して計画建築物が新たに加わるが、周辺建築物群で形成されるスカイラインから大きく突出しない。このことから、低・中層集合住宅や畑地が混在する田園景観に大きな変化は生じないと予測した。</p> <p>このように、地域景観の特性に大きな変化はないと考えられるため、評価師の指標とした「周辺景観との調和を図ること」は満足するものと考える。</p> <p><b>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</b>          本事業では、造成範囲外で生育状況が良好な樹木は、樹種・樹高・シンボル性等を考慮した上で可能な限り現位置保存することとしている。また、造成範囲に生育している樹木は、樹形に優れ、地蔵在来種（自然植生構成種）であるものを中心に可能な限り移植する計画としている。さらに、玉川上水沿いに配置する計画建築物の外壁の位置を敷地境界からセットバックし、計画建築物を分棟・雁行配置するなどの工夫を行う計画としている。</p> <p>そのため、代表的な眺望地点のうち、「玉川上水景観基本軸」内に設定した近景域の眺望地点では、前景に樹木の幹やセットバックした空間により、視野を占める計画建築物の割合が軽減され、緑と調和した眺望景観になると予測した。</p> <p>そのほかの近景域の眺望地点では、現位置保存する樹木等や計画地に隣接する既存建築物越しに計画建築物の側面や頂部の一部が新たに出現することになる。特に計画地北側の眺望地点では、前景が開けている眺望地点が多いため、視野を占める計画建築物の割合が大きくなるが、周辺建築物群で形成されるスカイラインから大きく突出しない。このことから、既成の市街地景観や田園景観と調和した眺望景観になると予測した。</p> <p>中景域の眺望地点では、既存建築物越しに計画建築物の頂部の一部などが新たに出現してスカイラインを一部変化させるが、計画地から400m以上の距離があるため、この新たに出現する計画建築物は、前景となる既存建築物と同程度の高さに見えることになり、現状の市街地景観を大きく変化させるものではないと予測した。</p> <p>このように、計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望は、近景域では現位置保存または移植する樹木等、既成の市街地景観や田園景観と調和、中景域では現状の市街地景観を大きく変化させるものではないため、評価師の指標とした「眺望に著しい影響を与えないこと」は満足するものと考える。</p> <p>なお、眺望地点からの眺望の変化をさらに軽減させるため、「玉川上水景観基本軸」の景観形成基準に基づき、計画建築物の外壁は、周辺景観との調和に配慮した色彩や意匠とするなどの検討を行っている。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価の結論
10.景観(続き)	<p><b>【圧迫感の変化の程度】</b>          形態率の変化の程度は、フェリス・イン昭和館近傍の予測地点を除いて0.3～8.89%の増加となり、フェリス・イン昭和館近傍の予測地点は、当該建築物が現況よりも高さの低い地域貢献棟と建て替わることによって0.4%減少すると予測した。</p> <p>本事業では、造成範囲外で生育状況が良好な樹木は、樹種・樹高・シンボル性等を考慮した上で可能な限り現位置保存を行う計画としている。また、造成範囲に生育している樹木は、樹形に優れ、地域在来種（自然植生構成種）であるものを中心に可能な限り移植する計画としている。さらに、玉川上水沿いに配置する計画建築物の外壁の位置を敷地境界からセットバックし、計画建築物を分棟・雁行配置するなどの工夫を行う計画としている。</p> <p>これらの計画により、評価師の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」は満足するものと考える。</p>
11.史跡・文化財	<p><b>【史跡・文化財の周辺の環境の変化の程度】</b>          計画地内には、周知の指定文化財並びに埋蔵文化財は存在しない。計画地北側に近接して、国指定史跡の「玉川上水」がある。</p> <p>本事業の造成工事範囲は、主に昭和の森ゴルフコース及びフェリス・イン昭和館の敷地内のみであり、玉川上水敷地内（玉川上水、護岸及び樹木）を改変する工事は実施しない。また、各建築敷地に仮設沈砂池と仮設浸透池を設置し、土工事期間中に計画地内に降った雨を全量浸透させることで、造成中の濁水が玉川上水に流入しないように管理していく。玉川上水沿いの地形、樹生等への環境配慮から、計画地北側は、現地形や樹木を活かした現存緑地としていること、工事においても可能な範囲で低振動工法を採用していくことで、玉川上水の護岸等を破壊させないよう管理していく。さらに、間接的な影響が生じないよう、仮囲い等を整備することで計画地内からの砂埃等の飛散や玉川上水敷地内の樹木を踏んで伐採しないよう十分注意していく。</p> <p>そのほか、工事の実施前に関係機関と十分に協議を行うとともに、埋蔵文化財の存在が工事の施行中に計画地内で確認された場合は、昭島市教育委員会等の関係機関へ速滞なく報告し、「文化財保護法」等に基づき適正に対処していく。</p> <p>また、玉川上水緑道は左岸側のみであるため、工事の施行中において、玉川上水を含めた緑地利用に対しては、直接的な影響を及ぼすことはない。</p> <p>これらのことから、評価師の指標とした「文化財保護法」等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定、並びに「史跡玉川上水保存管理計画書」で整理されている保存管理方法及び周辺環境の保全の方向性を遵守すること」を満足するものと考える。</p> <p><b>【史跡・文化財の周辺の環境の変化の程度】</b>          本事業では、計画地北側に接している玉川上水沿いに緑道(地区施設として幅5m)を確保し、その幅内に散策路を整備する計画である。西側敷地では計画地北西部にある上水公園と接続させていく計画である。</p> <p>この散策路の利用にあたっては、特に利用者の制限を設けないことから、玉川上水敷地へ容易に立ち入ることができないようにフェリスを計画地内に整備することで、国指定史跡の「玉川上水」の敷地内の環境が踏圧等による影響を受けることがないよう対策を講ずる。</p> <p>また、緑道内に整備する散策路と連続する計画地内のオーブンスペースには地域の在来種を基調とした樹木の列植や季節を感じることでできる植栽計画とするため、玉川上水沿いの植主でも適合し、環境を著しく変化させるとはならない。計画地内の樹木の維持管理においても、玉川上水敷地内の樹木等を踏んで伐採、剪定したりしないよう十分注意して管理していく。</p> <p>なお、玉川上水付近の日照の変化については、太陽高度が最も低い夏至日には、玉川上水及び玉川上水緑道の一部に日影を及ぼす可能性があるものの、春秋分、夏至日においては日影を及ぼすことはないとして予測した。また、工事完了後の風環境は、現況から著しい風環境の変化はなく、住宅街・公園等として許容される風環境であると予測した。また、本事業では、地上部に設備を設置する計画とはしていかないため、設備の稼働が玉川上水付近に対して直接伝播することはないと予測した。さらに、玉川上水及び玉川上水緑道沿いの樹木と計画地外周に現位置保存する樹木等で一定程度覆われる。このことから、現況と同様に樹木を主体とした景観が構成されるため、大きな変化はないと予測した。</p> <p>これらのことから、評価師の指標とした「文化財保護法」等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定、並びに「史跡玉川上水保存管理計画書」で整理されている保存管理方法及び周辺環境の保全の方向性を遵守すること」を満足するものと考える。</p>



表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>12 自然との触れ合い活動の場</p>	<p><b>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</b>          本事業では工事の施行中において、信号交差点、横断歩道が整備される箇所以外は安全施設（マウンティング、ガードレール、ガードポスト、街路樹、街路直視）がほぼ整備されている主要幹線を関連車両ルートとしているほか、計画地のグレートは適宜交通誘導員を配置する計画としている。          工事開始初期から地味質撤棟が竣工するまでの期間は、代官山緑地に至るウオーキングコースの一部を変更する必要があるが、具体的な対応は関係機関と調整し、利用者に対して仮設の誘導看板等で代替ルートをわかりやすく示していく等の配慮を行っていく考えである。          また、施工計画の立案にあつては、工事の集中を回避させるために段階的な工事の実施を計画するほか、工事用車両の運行計画立案にあつても、極力分散させることで、交通渋滞、交通混雑となる要因の抑制を図ることから、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路を妨げることはないと考えた。          これらのことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路を妨げないこと」は満足すると考える。  <b>【自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化】</b>          計画地に近接する玉川上水敷地（緑道を含む）、上水公園及び代官山緑地は、本事業の工事区域外であるため、本事業の工事による直接影響はない。そのため、これら施設が持つ機能が直接的な変化を生じさせることはないと考える。          また、工事の施行中には、自然との触れ合い活動の場やその周辺、利用者に対して間接的な影響を生じさせる可能性があるが、万能鋼板やガードフェンス等による仮囲いの設置により安全性を確保していくこと、強風時では埃等の飛散防止のための散水を実施していくこと、計画地外周部の既存樹木を可能な限り残存させることなどにより影響を低減していく考えである。          これらのことから、評価の指標とした「玉川上水の周辺環境の保全を図ること」は満足すると考える。  <b>【工事の完了後】</b>  <b>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</b>          本事業では工事の完了後において、信号交差点、横断歩道が整備されている箇所以外は安全施設（マウンティング、ガードレール、ガードポスト、街路樹、街路直視）がほぼ整備されている主要幹線を関連車両ルートとして計画しているため、工事の完了後、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路を妨げることはないと考えた。特に代官山緑地については、地味質撤棟を共用していくことで、状況により利便性のある利用経路に変化すると考える。          さらなる安全性の向上のため、物流施設の入居テナントには地域特性を理解していただいたうえで、通勤、教育施設等の登校時間への配慮した運行計画や、走行ルートのルーティ化、安全運転の徹底等を依頼していく。          これらのことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路を妨げないこと」は満足すると考える。  <b>【自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化】</b>          計画地内の現状の緑地環境は、昭和の森コンコースやフオレスト・イン昭和館の利用者のための緑地環境となっている。          本事業では、計画地内に緑道（散策路）や公園を整備していくことで、開かれた緑地環境（約10ha）を整備していく計画である。この緑地環境の整備にあつては、上水公園や代官山緑地とつながりを持たせ、これら既設の自然との触れ合い活動の場と一体の環境としていく。特に、代官山緑地北側の公園では、自然環境の保全の観点から、「生物多様性を計画すること」を目的としたゾーン」と「人が活動することを目的としたゾーン」を区分していく計画である。          その結果、計画地内において、生物との共生に配慮した自然との触れ合い活動の場が形成され、自然の観察や体験、学習、研修等の機能、散策等の機能、野外レクリエーションの機能が充実すると予測した。          また、この開かれた緑地環境の整備により、昭島駅方面からは、計画地内を縦断して玉川上水までアプローチすることが可能となる。さらに、計画地付近の玉川上水沿いは、左岸側のみが緑地として整備されていたが、本事業によって右岸側である計画地内にも散策路が一般開放され、機能が充実すると予測した。</p>

(次頁に続く)

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>12 自然との触れ合い活動の場 (続き)</p>	<p>(続き)          そのほか、本事業では、計画地外周部の既存樹木を可能な限り残存させる計画であるほか、プラウ場内で活力の高い樹木等の移植等により、計画地が部からの景観の極端な改変を生じにくくしていく。さらに敷地内緑地には主に在来種を植栽していくことで、玉川上水沿いやそれらに接する公園等を含めた緑地も充実していくと予測した。          上水公園や玉川上水緑道沿い、代官山緑地への日影の影響については、時期も範囲も限られているため、これら自然との触れ合い活動の場の利用者や、これらに生育する大部分の草本・低木相と著しい影響を及ぼすものではない。特に樹木に対しては樹冠部が高い位置にあるため、冬季でも生長条件に著しい影響を及ぼすことはないと考えた。          また、工事の完了後の計画地北側の自然との触れ合い活動の場周辺の風環境は、現況から著しい風環境の変化はなく、住宅街・公園等として許容される風環境であると予測した。さらに、上水公園や玉川上水緑道等の自然との触れ合い活動の場周辺への設備騒音による影響は、地域に定められる基準を満たすほか、計画地内で現状のまま残存緑地、移植する樹木、新植する樹木によって更なる騒音の低減効果などが見込めると予測した。          これらのことから、評価の指標とした「玉川上水の周辺環境の保全を図ること」は満足すると考える。</p>
<p>13 廃棄物</p>	<p><b>【既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の発生量、発生量の発生量及び採取樹木量は約52,078t、再資源化等量は約51,112tと予測した。】</b>          建設廃棄物は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準及び「昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に示される令和13年度目標を踏まえて、可能な限り再資源化等に努める計画である。また、再資源化等が困難なものについては、運搬・処分許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリング等により確認する。          これらのことから、評価の指標とした「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすこと」と及び「本事業の再資源化等率目標値」を満足するものと考える。  <b>【建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】</b>          建設工事に伴う建設廃棄物の発生量は約45,059t、再資源化等量は約43,463tと予測した。また、建設発生土の排出量は約400,133 m<sup>3</sup>、再利用量は約352,117 m<sup>3</sup>と予測した。          建設廃棄物は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準を踏まえて可能な限り再資源化等に努める計画である。また、再資源化等が困難なものについては、運搬・処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリング等により確認する。          建設発生土は、受入機関の受入基準との適合を確認したうえで場外搬出するなど、適正に処理する計画である。          これらのことから、評価の指標とした「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすこと」と及び「本事業の再資源化等率目標値」を満足するものと考える。  <b>【廃棄物の供用に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】</b>          施設の供用に伴う廃棄物の排出量は約4,322t/年、再資源化等量は約2,161t/年と予測した。          廃棄物の排出量の抑制及び再資源化等率の向上のため、運営会社として、率先して廃棄物削減・再資源化等の取り組みを主導し、入居テナントと一体となって循環型社会の実現等に取り組んでいく。また、廃棄物は分別及び保管場所の管理を徹底するほか再利用を図る。排出する廃棄物は、廃棄物処理業の許可を受けた業者等に委託して、適正に処理する。          これらのことから、評価の指標とした「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすこと」を満足するものと考える。</p>



表(113) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
14.温室効果ガス	<p>【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】</p> <p>計画建築物の二酸化炭素排出量は約1,788,275t-CO<sub>2</sub>/年であり、基準建築物と比較した場合の削減量は約395,612t-CO<sub>2</sub>/年、削減率は約18.1%と予測する。</p> <p>本事業では、施設管理者として、入居テナントの協力を得ながら東京都等が掲げる2030年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進していく。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを積極的に調達していく計画である。そのほか、入居テナントに対し、施設管理者として再生可能エネルギーの使用を推奨し、積極的にその調達・使用の働きかけや、最大限の省エネルギー化に努めるよう働きかけを行っていく。さらに、計画建築物の空調、照明等の設備機器は、導入時点での最新の高効率機器を採用することとし、特にデータセンターにおいては、PUE1.4以下の高効率な施設として設計していくことから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考えられる。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした『地球温暖化対策の推進に関する法律』、『環境確保条例』等に定める事業者の責務を果たすことを満足するものと考えられる。</p>

# 告示(海区漁調)

## ●東京漁調指示第三号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年三月七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

### (採捕の制限)

一 東京海区(東京都内湾海域を除く。)において、うみがめの科のあかうみがめ(卵を含む。)及びたいまい(卵を含む。)(以下これらを「うみがめ」という。)を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

### (採捕の承認)

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 試験又は研究の用に供する者

イ 増殖の用に供する者

ウ 委員会が特に認めた者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

●東京漁調指示第四号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年三月七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
(一) 令和七年六月一日から同年十二月三十一日までの間

の大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業  
(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区（伊豆諸島海域に限る。）において、前年度にこの漁業の承認（六月一日から十二月三十一日までの期間）を受け水揚げした実績を有する者  
イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの見解書を提出し、委員会が特に認めた者  
ウ 委員会が特に認めた者  
エ 試験研究機関

(二) 承認隻数

ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十ト

ン未満の船舶の隻数の最高限度は九十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二十二隻
- 静岡県 九隻
- 千葉県 五十隻
- 宮城県 二隻
- 和歌山県 四隻
- 高知県 三隻

イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶の隻数の最高限度は三隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。

- 神奈川県 一隻
- 千葉県 二隻

(三) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合  
イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合  
ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合  
エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合  
オ その他委員会が漁業調整上支障があると認められた場合

(操業方法等)

三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。

(一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする

する船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

(二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

(三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

(四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

(五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

(七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（一ワット二十七メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(操業協定等)

四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間又は他の競合する漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。

(一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほ

か、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。

(二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合に、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

(三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐる漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和八年一月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある

場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

十 この指示の有効期間は、令和七年六月一日から同年十二月三十一日までとする。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目、栄町四丁目間）建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号



二 対象事業の名称

立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目〜栄町四丁目間) 建設事業

三 工事着手の予定年月日

令和七年三月十日

四 工事完了の予定年月日

令和十三年三月三十一日

五 届出日

令和七年二月十九日

令和七年度製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、令和七年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和七年三月七日

東京都知事 小池 百合子

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七條に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(二) 学校教育法第五十七條に規定する者であつて、二年以上菓子製造業(菓子を製造する営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五條第一項の許可を受けて営むものをいう。以下同じ。)に従事したもの

(三) 法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)現に

菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七條に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

(四) 沖繩の復帰の際(昭和四十七年五月十五日)現に沖繩において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖繩の復帰の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

たもの

なお、旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七條に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和七年六月十四日(土曜日)午前十一時から午後一時まで(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十一時から午後零時三十分まで)

(二) 場所

東京大学駒場キャンパス(目黒区駒場三丁目八番一号)

四 提出書類

(一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳

(二) 卒業証明書(中学校、中学校、高校、高専、短大、大学又は専修学校(高等課程又は専門課程に限る。))卒業以上のもの。(一)に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業(修了)証明書

(三) 受験票

(四) 写真台帳

(五) 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの)

(六) 受験票送付用封筒(百十円切手を貼つたもの)

(七) 領収証書(受験手数料納付後のもの)

(八) 製菓業務従事証明書(一)に該当する者を除く。)

(九) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。)

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍抄(謄)本等を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

令和七年四月一日（火曜日）から同月三十日（水曜日）まで（当日消印有効）

(二) 団体窓口受付（五名以上）

令和七年四月三日（木曜日）から同月九日（水曜日）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

東京都保健医療局健康安全全部健康安全課（郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎三十階）

七 合格発表

令和七年七月二十八日（月曜日）午前十時から午後五時まで、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課（東京都庁第一本庁舎三十階）に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都保健医療局ホームページ（<https://www.hokeniryometro.tokyo.lg.jp/index.html>）上に合格者の受験番号を掲載する。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所（支所を含む。）並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場並びに新島村役場式根島支所において、令和七年四月一日（火曜日）から同月三十日（水曜日）まで配布する。

土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁舎一階北側）において、令和七年四月一日（火曜日）から同月三十日（水曜日）まで配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課（電話〇三（五三

二〇）四三五八）に問い合わせること。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
号(代)

郵便番号  
101-0051

